

①令和6年度「男女共同参画週間」の実施について

男女共同参画推進本部では、毎年6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施しており、今年度も、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」をはじめとする各種行事の実施を予定しております。

案内文

<https://kinkid-s.jp/news/2024.6.4.pdf>

▼内閣府男女共同参画局サイト（令和6年度「男女共同参画週間」ポスター掲載）

男女共同参画週間（6月23日～29日）ポスター | 内閣府男女共同参画局（gender.go.jp）

■男女共同参画局 HP

<https://www.gender.go.jp/public/week/>

②労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

厚生労働省労働基準局では、同じ場所で働く労働者以外の一人親方等に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

案内文

<https://kinkid-s.jp/news/2024.6.4-2.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2024.6.4-2-2.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2024.6.4-2-3.pdf>

▼労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第八十二号）

001102976.pdf (mhlw.go.jp)

■厚生労働省 HP（一人親方等の安全衛生対策について）

③新規高等学校卒業者の就職状況調査の結果について

別添の通り周知の依頼がありました。

案内文

<https://kinkid-s.jp/news/2024.6.4-3.pdf>

【別添】

▼令和6年3月新規高等学校卒業者の就職状況（令和6年3月末現在）に関する調査について

令和6年3月高等学校卒業者の就職状況（令和6年3月末現在）に関する調査について（mext.go.jp）

▼文部科学省HP（高等学校卒業者の就職状況に関する調査）

高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況に関する調査：文部科学省（mext.go.jp）

④令和6年度外国人雇用啓発月間実施に対する協力依頼について

厚生労働省では、今年度より、例年6月に実施していた「外国人労働者問題啓発月間」の名称を適正な外国人雇用の啓発という趣旨を明確にするため、「外国人雇用啓発月間」に変更いたします。

また、令和5年から実施しております「外国人雇用実態調査」に選定された際には、ご協力いただきますようお願いいたします。

案内文

<https://kinkid-s.jp/news/2024.6.4-4.pdf>

▼ポスター「外国人雇用啓発月間」

【資料2】ポスター「外国人雇用啓発月間」 (mhlw.go.jp)

▼パンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」

【資料3】パンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」 (mhlw.go.jp)

■厚労省 HP (外国人雇用啓発月間)

6月は「外国人雇用啓発月間」です | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

■厚労省 HP (外国人雇用実態調査)

外国人雇用実態調査 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

⑤「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」について

東京出入国在留管理局では、6月を「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」とし、適正な外国人雇用の推進について理解と協力を求めるため、広報活動を実施致します。

▼リーフレット「外国人の適正な雇用にご協力ください」

001396690.pdf (moj.go.jp)

■出入国在留管理庁 HP (外国人雇用実態調査)

「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」の実施について | 出入国在留管理庁 (moj.go.jp)